平成２１年（フ）第４６号
香川県観音寺市坂本町５丁目15番23号
破産者　有限会社中山印刷所
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第４５号
北海道旭川市末広東一条14丁目１番26号
破産者　有限会社サン・ボデー板金塗装
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７５号
山口県下関市宝町５番10号
破産者　有限会社トーイチ商事
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
山口県下関市綾羅木新町３丁目７番６号
破産者　有限会社青山堂書店
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第８７号
富山市津羽見182番地、前住所富山市粟島町３丁目17番２号
破産者　岡部　優香
1　決定年月日　平成22年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３号
宮城県東松島市大曲字横沼54番地２
破産者　菊地　　健
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
埼玉県川越市寿町２丁目2591番地　市営住宅Ｋ３―306号室
破産者　長田久美子
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２７３号
埼玉県坂戸市大字塚越1224番地１
破産者　相見　和江
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３７２号
埼玉県入間市大字下藤沢589番地１、前住所埼玉県入間市大字小谷田219番地６
破産者　青柳　　信
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３７７号
埼玉県入間市宮寺2540番地３
破産者　渡邉　茂樹
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３２１号
富山市東福沢2457番地
破産者　五十嵐組こと　五十嵐良一
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２２号
富山市東福沢2457番地
破産者　五十嵐秀男
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２３号
富山市東福沢2457番地
破産者　五十嵐初江
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９４号
長野県埴科郡坂城町大字上五明223番地１
破産者　川島　隆教
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第５３号
長崎県大村市上諏訪町1055番地１　ヴェルデ上諏訪102号、前住所大村市協和町696番地１サンコーポたかいらＡ―５
破産者　岩永　貴之
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
長崎県諫早市高来町町名196番地12、開始決定時の住所長崎県諫早市高来町折山33番地５
破産者　西村　憲太
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第８号
秋田県大仙市寺館字寺館13番地
破産者　鈴木　洋一
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第７１号
福島県いわき市明治団地66番地の２
破産者　荒　　昭男（旧屋号堀越設備工業所）
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成１９年（フ）第９２２号
愛媛県松山市庄甲470番地２
破産者　西原　怜子
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第８１０号
愛媛県松山市衣山５丁目905番地１
破産者　田中　令子
1　決定年月日　平成22年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所